

## 改正ポイント まとめ

### (事務局)

【改正前】第2条 本会は、事務所を、〒963-0201 郡山市大槻町字北中野下 15-6 渡辺武道具店内 (TEL024-961-0125) に置く。

【改正後】第2条 本会は、事務所を幹事長宅に置く。

### (目的)

【改正前】第4条 本会は、会員相互の親睦と、日本大学体育会剣道部の発展に尽くす。

【改正後】第4条 本会は、会員相互の親睦と、日本大学工学部体育会剣道部を支援する。

### (事業)

【改正前】第5条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦

1. 日本大学体育会剣道部との密接なる連携協力、及び、資金援助

1. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

【改正後】第5条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦

1. 日本大学工学部体育会剣道部への物心両面の支援

1. 日本大学工学部体育会剣道部への稽古支援

1. その他、目的を達成するために必要な事業

### (総会)

【改正前】第9条 本会は、最高決定機関として総会を置き、年1回召集する。

(総会は、原則として毎年2月中旬に行われる日本大学工学部体育会剣道部の幹部送別会に合わせ行うものとする)

【改正後】第9条 本会は、最高決定機関として総会を置き、年1回召集する。

(総会は、原則として毎年1月～3月に行われるものとする)

### (議長)

【改正前】第10条 総会の議長は出席会員より選出する。

【改正後】第10条 総会の議長は会長とする。

## (構成員)

【改正前】第13条 役員会の構成に、次の役員を置く。

- 1. 会 長 1名
  - 1. 副会長 5名
  - 1. 幹事長 1名
  - 1. 副幹事長 4名 (総務・会計・会計監査)
- 以上を3役と呼ぶ。

- 1. 幹 事 若干名

【改正後】第13条 役員会の構成に、次の役員を置く。

- 1. 会 長 1名
  - 1. 副会長 若干名
  - 1. 幹事長 1名
- 以上を3役と呼ぶ。
- 1. 副幹事長 若干名 (総務・会計・会計監査)
  - 1. 幹 事 若干名

## (事務局員)

【改正前】第19条 役員会のもとに事務局員を配置する。

第20条 役員会は事務局員若干名を協議のうえ任命する。又、日本大学工学部体育会剣道部より推選された2名の学生を、事務局員として任命する。

第21条 任期は1年とする。

【改正後】第19条 役員会のもとに必要なに応じ事務局員を配置する。

第20条 役員会は事務局員若干名を協議のうえ任命する。又、日本大学工学部体育会剣道部より推選された若干名の学生を、事務局員として任命する。

第21条 任期は原則1年とする。

## (会費)

【改正前】第34条 会費の額は、毎年総会で決定する。

【改正後】第34条 会費の額は、総会で決定する。

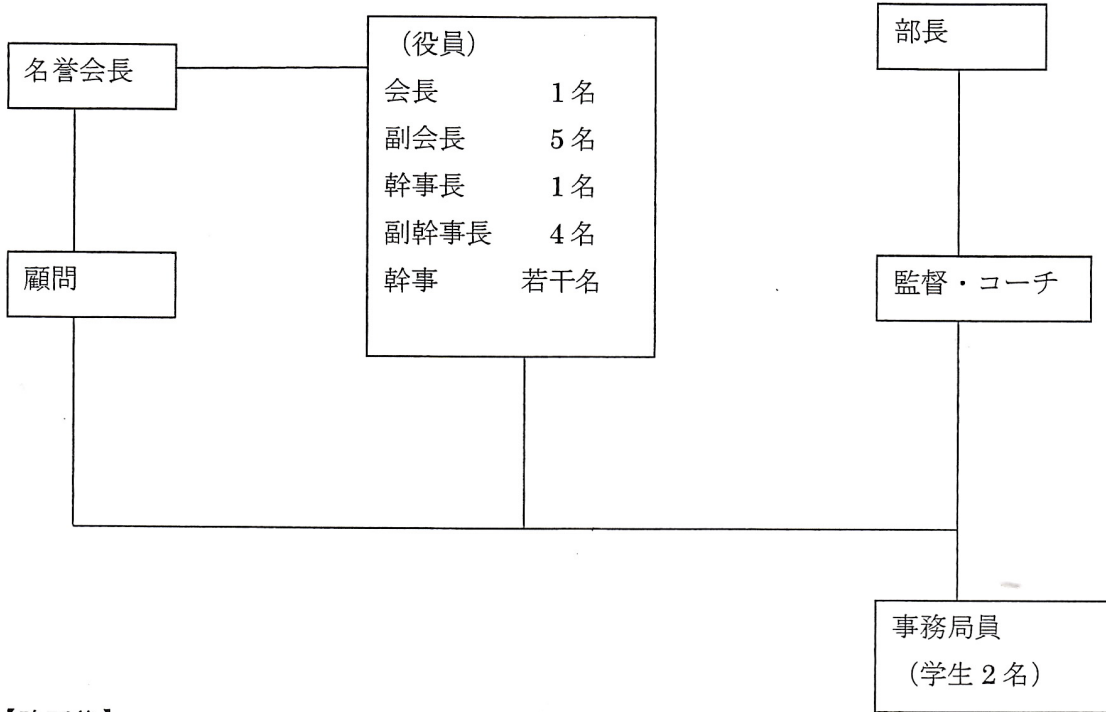
## (会計年度)

【改正前】第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

【改正後】第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日を以って終わる。

【改正前】

日本大学北桜剣友会  
組織図



【改正後】

日本大学北桜剣友会  
組・織 図

日本大学工学部体育会  
剣道部指導部

